

## 宮城県公報

発行  
宮城県  
(総務部私学文書課)  
宮城県仙台市青葉区  
本町三丁目8番1号  
電話 022(211)2267  
(毎週火、金曜日発行)

目次

ページ

告示

○障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービス事業者の指定	(障害福祉課)	一
○漁業災害補償法に基づく同意の届出の審査結果(区域内特定養殖業者)	(農林水産経営支援課)	一
○道路の区域変更	(道路課)	一
○都市計画決定の図書の写しの縦覧(二件)	(都市計画課)	二
○都市計画変更の図書の写しの縦覧	(同)	二
○開発行為に関する工事の完了	(建築宅地課)	二
○教育委員会 教育委員会 選挙管理委員会		三
○証票の無効について		三

## 告示

○宮城県告示第七百七十二号  
障害者自立支援法(平成十七年法律第百二十三号)第二十九条第一項に規定する指定障害福祉サービス事業者として次のとおり指定したので、同法第五十一条第一号の規定により告示する。  
平成二十四年十月十二日

宮城県知事 村井嘉浩

事業所番号

事業所の名称及び所在地

指定障害福祉サービスの種類

設置者名

指定年月日

〇四一五〇〇二八三

宮城県援護寮  
大崎市古川旭五丁目  
七番二十一号

短期入所

宮城県

平成二十四年  
十月一日

○宮城県告示第七百七十三号

漁業災害補償法(昭和三十九年法律第百五十八号)以下「法」という。第百二十五条の六第三項において準用する法第百五条の二第三項の規定により届出のあった次の加入区に係る区域内特定養殖業者の共済契約の締結の申込み又は規約の設定についての同意は、法第百二十五条の六第一項に規定する要件に適合するものと認める。

平成二十四年十月十二日

宮城県知事 村井嘉浩

加入区 の名称	区域	同意成立の 届出年月日	発起人の住所及び氏名	養殖業の種類	区域内特定 養殖業者数
宮城県第 百八十九 加入区	平成十九年宮 城告示第三 百八十八号(漁 業災害補償法 に基づく漁業 加入区の設定) に於ける協 同組合の漁 業協会の石 巻支所の石 巻地区のうち 萩浜の区域	平成二十四 年十月三日	石巻市萩浜字萩浜四 伏見眞司 石巻市萩浜字家前十 豊嶋 祐二	漁業災害補償 法施行令(昭 和三十九年政 令第二百九十 三号)第十八 条の四に規定 する特定かき 養殖業	十人

○宮城県告示第七百七十四号

道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第一項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更したので告示する。

その関係図面は、平成二十四年十月十二日から三十日間宮城県庁(土木部道路課)及び宮城県北部土木事務所栗原地域事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十四年十月十二日

宮城県知事 村井嘉浩

一 道路の種類 県道

二 道路名 河南築館線

三 道路の区域

変 更 の 区 間		変更の 前後		敷地の幅員 (メートル)	敷地の延長 (メートル)
栗原市瀬峰横森前二四番五地先から 同市瀬峰清水沢六一番三地先まで		後	前	一〇・五 一七・〇	六九八・五
登米市迫町新田字上葉木沢一番三地先から 栗原市築館字太田熊狩三十番五地先まで		後	前	七・七 一五・〇	四一五・一

○宮城県告示第七百七十五号

仙台市から仙塩広域都市計画決定の図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十条第二項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供する。

平成二十四年十月十二日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 都市計画の種類及び名称

1 種類 仙塩広域都市計画地区計画

2 名称 田子西地区計画

二 縦覧場所

宮城県庁（土木部都市計画課）

○宮城県告示第七百七十六号

仙台市から仙塩広域都市計画決定の図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十条第二項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供する。

平成二十四年十月十二日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 都市計画の種類及び名称

1 種類 仙塩広域都市計画地区計画

2 名称 鶴ヶ谷二丁目地区計画

二 縦覧場所

宮城県庁（土木部都市計画課）

○宮城県告示第七百七十七号

仙台市から仙塩広域都市計画変更の図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和四十三年法

律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供する。

平成二十四年十月十二日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 都市計画の種類及び名称

1 種類 仙塩広域都市計画道路

2 名称 三・二・十四号卸町大和町線

三・三・十八号五輪連坊線

三・二・二十一号細横丁線

三・四・二十九号八軒小路線

三・二・四十四号定禅寺通錦町線

三・二・四十号仙台駅錦町線

三・二・四十六号東八番丁小田原線

三・四・四十七号宮城野原五輪線

三・五・七十四号土樋藤塚線

三・五・七十七号北二番丁線

三・三・三百三十八号河原町長町南線

三・三・三百三十九号宮城野線

三・三・三百四十号新田田子線

三・四・三百四十一号台原旭ヶ丘線

二 縦覧場所

宮城県庁（土木部都市計画課）

### 公 告

○都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条第一項の規定により許可した次の開発区域（工区）に係る開発行為は、その工事を完了した。

平成二十四年十月十二日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 工事を完了した開発区域（工区）に含まれる

地域の名称

七

二 開発許可を受けた者の住所及び氏名（名称）  
宮城郡七ヶ浜町東宮浜字東兼田三番一

教育委員会

鈴木 安治

○宮城県教育委員会告示第十九号

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第六十二号）第十三条の規定により、教育委員会の定例会を次のとおり招集する。

なお、この会議の傍聴を希望する者は、次に定める手続に従って傍聴しなければならない。

平成二十四年十月十二日

宮城県教育委員会

委員長職務代行委員 庄子 晃子

一日 時 平成二十四年十月十八日 午後一時三十分

二 場 所 教育委員会会議室

三 事 件

1 県立特別支援学校学則の一部改正について

2 宮城県立高等学校学則の一部改正について

3 県立中学校学則の一部改正について

4 宮城県スポーツ推進計画（案）について

5 宮城県生涯学習審議会委員の人事について

四 傍聴者の定員

十二人

五 傍聴手続

1 傍聴希望の受付は、会議開会十五分前までに、当該会議の会場に参集した傍聴希望者に対して行います。

2 傍聴の手続は、先着順で行い、定員を超えた場合は、希望者全員による抽選とします。

六 問い合わせ先

仙台市青葉区本町三丁目八番一号

宮城県教育庁総務課総務班（電話〇二二・二二二・三六一一）

選挙管理委員会

○宮選管告示第百五号

公職選挙法施行令（昭和二十五年政令第八十九号）第一百条の五の規定により交付した左記の証票

は、平成二十四年十月四日以降無効とする。

平成二十四年十月十二日

宮城県選挙管理委員会

委員長 菊地 光輝

記

証票番号

第三号の〇四〇